○第一種貯蔵所設置許可申請（一般則、液石則）

根拠法令

・法第１６条第１項　　一般則第２０条
　　液石則第２１条

適　　用

① 第一種ガス（不活性ガス）にあっては、容積３，０００m3、（液化ガスの場合は３０トン）以上貯蔵する場合
② 第二種ガス（不活性以外のガス（第三種ガスを除く。））にあっては、容積１，０００m3（液化ガスの場合は１０トン）以上貯蔵する場合
③ 第二種貯蔵所の貯蔵量が、第一種貯蔵所の貯蔵量に変更となったとき。

（注１）液化ガスについては、液化ガス１０ｋｇを容積１m3に換算する。
（法第１６条第３項）

（注２）現時点では、危険性の高い第三種ガスとして定められているものはない。
※　高圧ガス保安法施行令第５条

必要書類

１．第一種貯蔵所設置許可申請書
（一般則様式第７、液石則様式第７）
２．貯蔵の目的を記載した書面
３．法第１６条第２項の技術上の基準に関する事項を記載した書面
４．移設等に係る貯蔵設備にあっては、当該貯蔵設備の使用の経歴及び保管状態の記録
５．貯蔵所の位置及び付近の状況を示す図面
（添付すべき書面及び図面）
（１）事業所全体平面図
（２）貯蔵設備等のフローシート又は配管図
（３）高圧ガス貯蔵所配置図
（４）機器等一覧表
（５）貯蔵能力の計算書
（６）貯蔵設備等（大臣認定品を除く）の強度計算書
（７）耐震設計構造物に係る計算書
（８）貯槽の基礎及び支持構造物の構造を示した図面
６．上記（１）～（８）に掲げるもののほか、貯蔵所に応じて、法第１６条第２項の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面
７．（適 用 ③の場合）第二種貯蔵所の廃止届
８．法人登記簿謄本（個人の場合は住民票）
９．申請手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が申請手続きを行う場合）